

用地測量業務費積算基準

第1 適用範囲

この積算基準は、岐阜県県土整備部の所掌する公共事業における用地測量業務に適用する。

第2 積算基準

積算の基準は、以下に定めるものの他、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）（以下、「積算基準書」という。）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）（以下、「参考資料」という。）に基づくものとする。

第3 標準歩掛

用地測量業務に係る標準歩掛については、積算基準書の第1編測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第7節用地測量（以下、「測量業務標準歩掛」という。）に次の工程を追加して取り扱うものとする。

1 用地実測図原図等の作成

用地測量業務に係る土地現地調査報告書作成、添付図面作成、確定図作成、用地管理図作成については、次のとおりとする。

(1) 標準歩掛

表3-1-1

作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延日数 計	各費目の直接人件費に対する割合			摘要
	内外業の別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		機械経費	通信運搬費等	材料費	
土地現地調査報告書作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.7 (1)	—	—	1.7	0.0%	0.0%	0.0%	
添付図面作成 10,000㎡当り	内	—	—	—	—	2.2 (1)	2.2	0.0%	0.0%	0.0%	
確定図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)	—	2.3	0.0%	0.0%	0.5%	
用地管理図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)	—	2.3	0.0%	0.0%	0.5%	

注 表中、下段括弧書きは、編成をいう。

(2) 材料費の構成

表3-1-2

作業工程	品名	規格	単位	数量	摘要
確定図作成	ポリエステルシート	0.9m×20m # 300	本	0.03	
用地管理図作成	ポリエステルシート	0.9m×20m # 300	本	0.03	

(3) 変化率適用表

表3-1-3

作業工程	業別	地域	縮尺
土地現地調査報告書	内	○	×
添付図面作成	内	○	×
確定図作成	内	×	○
用地管理図作成	内	×	○

(4) 地域による変化率

表3-1-4

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考 森林については、耕地を適用する（変化率0）。

(5) 縮尺による変化率

表3-1-5

確定図作成、用地管理図作成		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

備考 確定図作成、用地管理図作成は、縮尺1/500を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 指定申請書等の作成

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要な地図等の作成については、次のとおりとする。なお、本業務は「地域による変化率」及び「縮尺による変化率」は適用しない。

(1) 標準歩掛

表3-2-1

作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延入 日数 計	各費目の直接人件費に 対する割合			摘要
	内外業 の別	測量主 任技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	測量 補助員		機械 経費	通信運 搬費等	材料費	
総括表作成 10,000㎡当り	内	—	1.0 (1)	—	—	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%	
申請地域の位置図作成 10,000㎡当り (縮尺任意)	内	—	—	0.3 (1)	—	—	0.3	0.0%	0.0%	0.0%	
地図一覧図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/2500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	0.0%	
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	0.0%	SIMA
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	0.5 (1)	4.5 (1)	2.7 (1)	—	—	7.7	0.0%	0.0%	0.0%	地籍 フォーマット 2000
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.0 (1)	0.5 (1)	—	1.5	0.0%	0.0%	0.0%	
事前打合せ (基準点の点検測量) 1業務当り	内	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%	
	外	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0				
復元測量 (基準点の点検測量) 10,000㎡当り	内	—	0.5 (1)	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.5	注2			
	外	—	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	6.8				

注1 表中、下段括弧書きは、編成をいう。

注2 復元測量(基準点の点検測量)に要する直接人件費の材料費及び機械経費の構成については、測量業務標準歩掛の「復元測量」を適用する。

3 登記簿等交付手数料

登記簿の交付等に係る手数料の積算については、次の表3-3-1により算出した数量に、登記手数料令(昭和24年5月31日政令第140号)第2条及び第3条に規定する手数料額に区分毎の数量を乗じて得た額の合計とし、次式により消費税率で割り戻した金額(1円未満切捨て)を、直接経費として計上するものとする。ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

$$\text{登記簿等交付手数料} = \text{手数料額} \times \text{数量} \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、公用の無料交付申請書により登記簿の交付等を受ける場合は、手数料を計上しないものとする。

表3-3-1

区 分	設計単位	予定数量	変更数量	摘 要
地図等及び土地所在図等の転写	枚	概数	実績数量	成果物として交付を受けた書面の納付を受ける。
土地の登記記録調査	筆	概数	実績数量	
建物の登記記録調査	戸	概数	実績数量	
権利者確認調査	法人	概数	実績数量	

注1 地図等とは、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面をいう。

注2 土地所在図等とは、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図をいう。

4 土地調査データ CD 入力

公共事業執行支援システムへの調査結果ファイル（地権者情報及び用地情報）を取り込むための CD への入力については、次の表 3-4-1 のとおりとする。

(1) 標準歩掛

表 3-4-1

作業工程及び 標準作業量	所要日数						延人 日数	各費目の直接人件費に 対する割合			摘要
	内外業 の別	測量主 任技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	測量 補助員		機械 経費	通信運 搬費等	材料費	
土地調査データ CD 入力 10,000 m ² 当り	内	—	—	2.4	—	—	2.4	1.0%	0.0%	0.0%	

(2) 機械経費の構成

表 3-4-2

名称	規格	単位	数量	摘要
雑器材		式	1	

(3) 変化率適用表

表 3-4-3

作業工程	業別	地域	縮尺
土地調査データ CD 入力	内	○	×

(4) 地域による変化率

表 3-4-4

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考 森林については、耕地を適用する（変化率 0）。

第 4 留意事項

用地測量業務費の積算においては、次のとおり取り扱うものとする。

1 精度管理費の対象作業工程

(1) 応用測量（用地測量）の係数を適用する作業工程

用地測量の復元測量、補助基準点の設置、境界点間測量、用地現況測量、面積計算、用地実測図原図作成、用地平面図作成、確定図作成、用地管理図作成、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成、横断図面作成、登記所送付用地図作成

(2) 基準点測量（2, 3, 4 級基準点測量）の係数を適用する作業工程復元測量（基準点の点検測量）

2 諸経費率等の適用

用地測量業務と用地調査業務を合併して積算し発注する場合は、各々の諸経費率で算出し、合計して業務価格とする。標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。

3 業務価格の端数処理

原則として 1,000 円未満切り捨てとする。

4 履行期間

参考資料に記載のほか、「委託業務に関わる標準業務日数について（通知）」（平成 14 年 6 月 27 日付け基盤第 225 号）も参考の上、算定する。

第5 設計数量算定基準

岐阜県県土整備部の施行する用地測量並びに電子計算機使用に伴うデータ入力業務等の設計図書等の数量計算はこの基準によるものとする。

設計図書における各調査等の数量の算定基準、表示単位、最小数値及び数値の処理方法は、次の表3-5-1によるものとする。

＜数量計算の方法＞

設計図書における各工程の数量の算出は、原則として数量が容易に確保できる計画平面図、現況測量図等の大縮尺の図面によるものとする。ただし、建物など図面での数量確定が容易でない場合は現地確認による数量とする。

なお、面積については、三斜法又はプランニメーター等によって算出し、プランニメーターを使用する場合は3回以上測定した平均値とする。

表3-5-1

工程	単位	最小数値	数値の処理 (少数第三位を四捨五入)	数量の算定基準				
				調査等の区域 (注1)	測量等の区域 (注2)	求積等の区域 (注3)	取得等の区域 (注4)	その他
打合せ等	業務	1						業務数
作業計画	業務	1						業務数
現地踏査	業務	1						業務数
公図等の転写	ha	0.01	○	○				
地積測量図転写	ha	0.01	○					転写等の範囲(注6)
土地の登記記録調査	ha	0.01	○	○				
建物の登記記録調査	10戸	0.1						建物戸数
権利者確認調査(当初)	ha	0.01	○	○				
権利者確認調査(追跡)	10人	0.1						権利者数
公図等転写連続図作成	ha	0.01	○	○				
復元測量	ha	0.01	○					復元の範囲(注7)
境界確認	ha	0.01	○		○			
土地境界確認書作成	ha	0.01	○		○			
補助基準点の設置	ha	0.01	○		○			
境界測量	ha	0.01	○		○			
用地境界仮杭設置	ha	0.01	○			○		
用地境界杭設置	10本	0.1						境界杭本数
境界点間測量	ha	0.01	○		○			
面積計算	ha	0.01	○			○		
用地実測図原図作成	ha	0.01	○		○			
用地現況測量(建物等)	ha	0.01	○					現況測量の範囲(注5)
用地平面図作成	ha	0.01	○		○			
土地調書作成	ha	0.01	○				○	
公共用地管理者との打合せ	業務	1						業務数
現況実測平面図作成	ha	0.01	○		○			
横断面図作成	km	0.01	○					依頼する公共用地の距離
依頼書作成	km	0.01	○					依頼する公共用地の距離
協議書作成	km	0.01	○					依頼する公共用地の距離
土地現地調査報告書作成	ha	0.01	○			○		
添付図面作成	ha	0.01	○			○		
確定図作成	ha	0.01	○		○			
用地管理図作成	ha	0.01	○				○	
土地調査データCD入力	ha	0.01	○			○		
3級基準点測量	新点20点							新点数
4級基準点測量	新点35点							新点数
基準点設置	新点10点							新点数
用地幅杭設置測量	km	0.01	○					買収区間の延長

注1 調査等の区域とは、測量等の区域にこれらの付近地(土地の測量、土地評価、補償金算定上に関連して調査が必要となる範囲)を含めた区域をいう。

注2 測量等の区域とは、求積等の区域にこれに隣接する土地の一部を含めた区域をいう。

注3 求積等の区域とは、取得等の区域にその残地を含めた区域をいう。

注4 取得等の区域とは、取得又は使用の対象となる区域(公共用地を含む)をいう。

注5 現況測量の範囲は、建物等が存する敷地の面積とする。

注6 転写の範囲は、法務局提出済み地積測量図の存する筆の面積とする。

注7 復元の範囲は、法務局提出済み地積測量図外参考資料(14条地図、土地改良事業、国土調査等公的資料)により杭を復元する筆の面積とする。

<参考図>

